

平成 29 年 11 月 28 日

戸田市長 神保 国男 様

戸田市自治基本条例推進委員会
委員長 大山 宣治



戸田市自治基本条例の運用等及び条例の見直しについて（答申）

平成 27 年 12 月 21 日付、戸協第 771 号において、当委員会に諮問のありました戸田市自治基本条例の運用等及び条例の見直しについて、当委員会で審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

戸田市自治基本条例推進委員会では、平成 27 年 12 月 21 日委員会発足後、条例の運用等について議論を重ねるとともに、様々な事業を実施し、周知・啓発に重点的に取り組んでまいりました。

【委員会で実施した主な事業】

- 「戸田市自治基本条例フォーラム」の開催
- 戸田市市制施行 50 周年記念「とだ 50 祭」における条例啓発キャンペーン

これらの事業においては、企画から運営までの全てを委員で分担し、相互に協力し合って実施したこと自体が、自治基本条例の運用の一環でもあり、協働の経験として将来につながるものであると考えております。

また、委員会の実施した事業により、市民等の自治基本条例を知る機会及び、自治基本条例に関心を持つきっかけとなる等、条例の認知度の向上に一定の効果を上げることができたと認識しております。

なお、上記事業を実施するに至るまでの審議過程において討議された委員の意見を総括し、諮問内容について、以下のとおり申し述べます。

1 条例の運用に関すること

市内では、市民やあらゆる分野の団体等が、自治基本条例の理念に沿った活動を実施していますが、条例の存在を知らない市民や団体もまだ多いのが現状であると考えます。

今後の委員会において、事業を実施していくことで気づきを与え、自治基本条例を活用したまちづくりを広げていくために、継続して審議していく必要があると思われま

2 条例の普及及び啓発に関すること

市民の条例認知度については、引き続き、委員会を中心に、条例の広報及び普及・啓発に取り組んでいく必要があると考えます。

なお、条例の条文だけを頒布するのではなく、市民や各団体等が、「自治基本条例は、自分たちの地域を自分達でより良くしていくためにある」という理解が深まるよう、広報及び周知・啓発を行っていくことが大切であると思われま

す。また、「自治基本条例」という名称自体が、市民にとってなかなか馴染みが薄く、少々難しい印象を与えてしまうことも考えられることから、市民に喜ばれるキャッチコピーやノベルティの作成等、市民が「自治基本条例」の名称に慣れ親しむことにつながるような工夫した新たな取組の検討も必要であると思われま

3 条例の見直しに関すること

条例の見直しについて、委員会の審議の結果、現段階では、『条例の見直しは必要ない』との見解で一致しました。

しかしながら、一部の条項においては委員から意見を得たことから、条例全体を改めて精査する機会を設けるなど、各条項の見直しの検討に引き続き取り組んでいく必要があると考えます。